

# 別 添

## 消費者への承諾取得方法

(消費者庁：令和4年10月6日発表 特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会報告書より抜粋)

例えば、事業者が営業所等以外の場所（例えば、消費者の自宅）において見積もり等を行い、いったん事業者が退去した後、消費者が家族等と相談・検討したうえで、オンラインで契約の申し込みを行う事例が、訪問販売に該当するような場合であっても、申込書面や契約書面の記載事項の電磁的方法による提供への承諾の取得を対面時に行うことにより、電磁的に申込書面や契約書面の提供を受けて、契約を締結することは可能である。

